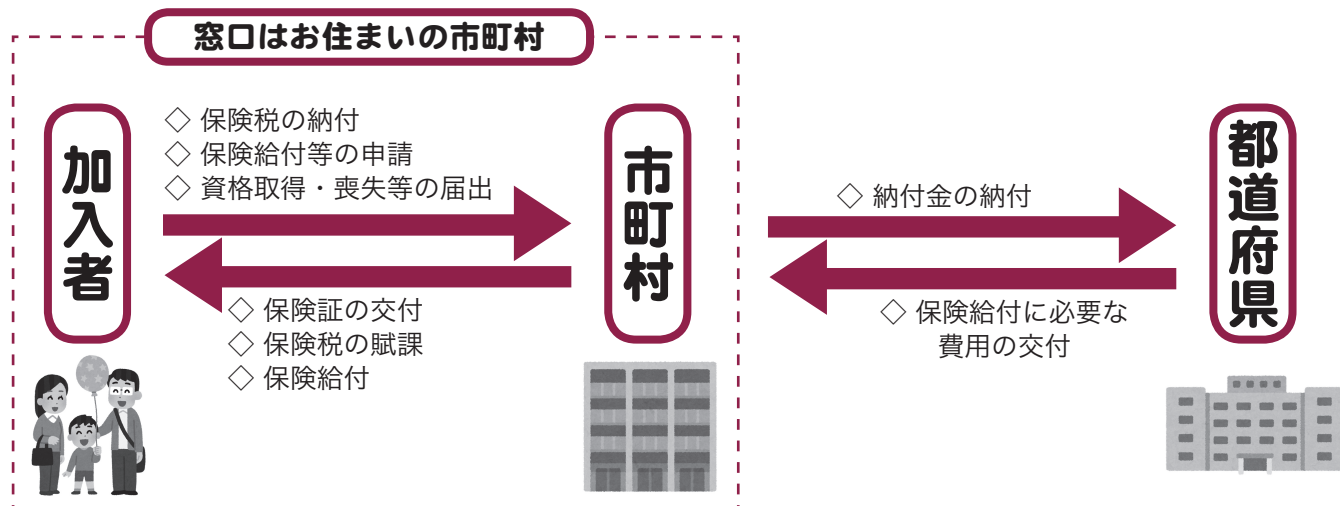


# 平成 30 年 4 月から 国民健康保険制度が変わります

国民健康保険は、国民皆保険を支える医療保険のひとつで、ケガや病気をした時に安心して病院に行けるように、普段から保険税を出し合い、互いに助け合っていく制度です。  
平成 30 年 4 月から改正される国民健康保険制度の概要についてお知らせします。



## ◆ 平成 30 年 4 月から変わること

- ◇ 都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、財政運営の責任を担います。
- ◇ 資格の取得・喪失は、市町村単位から都道府県単位になります。

## ◆ 平成 30 年 4 月から変わらないこと

- ◇ 窓口業務【保険証の発行、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、特定健診等の保健事業など】は、これまでどおり、市町村（三春町）が行います。

## ◆ 平成 30 年 4 月（制度改正）以降のQ&A

Q. 現在国保に加入しています。県に加入の手続きをする必要がありますか。

A. 改めて手続きを行う必要はありません。

Q. 国保の加入・喪失や高額療養費などの手続きはどこに行けばよいですか？

A. これまでどおり、三春町が窓口となります。

Q. 保険証はどこから交付されますか？

A. これまでどおり、三春町が交付します。

Q. 現在の保険証はどうなりますか？

A. 現在お持ちの保険証はそのまま使用できます。10月の更新から様式が変わります。

Q. 医療機関の受け方や医療費の負担は変わりますか？

A. 変わりません。

Q. 保険税の納め方は変わりますか？

A. 変わりません。

Q. 保険税はどうなりますか？

A. 保険税の賦課・決定はこれまでどおり三春町が行います。県が示す標準保険料率（※）を参考に税率を決定します。  
※ 標準保険料率とは各市町村の医療費水準や所得水準に応じた納付金をもとに算定した保険料率。

Q. 健康診査の内容や受け方は変わりますか？

A. 変わりません。

問い合わせ先 保健福祉課 国保医療グループ  
☎ 62-3166 FAX 62-0202